

再度の任用で空白期間を置いてはダメでしょ！

——官製ワーキングプア研究会調査報告——

今、非正規公務員が国では7万人・地方自治体で70万人とされています。

「官製ワーキングプア研究会」は2015年8月から全国の自治体（今回は都道府県・政令市・中核市・県都市・東京23区・東京市町村・大阪市町村）221団体に調査票を郵送。164団体から回答がありその調査結果を発表（12/17）しました。判例や法令・総務省通知を根拠にしてすでに確立している非正規公務員（特別職・一般職・臨時職）の方々のワークルール50項目についての調査です。

164団体の平均遵守度は68.7%。都道府県は75%、政令市74%、中核市72%、東京特別区62%、東京市町村59%、大阪市町村65%でした。

上林さん、白石さんからの説明。都道府県庁では遵守度最高は福岡県91%、最下位は千葉県の42%。千葉県下、千葉市は70%、船橋市81%、柏市51%と平均以上は船橋市でした。

50項目の遵守度の具体例について

*「任用回数の制限は置かれていない」（総務省通知）

千葉県：特別職・臨時共に回数を制限している×

千葉市：特別職・一般・臨時すべてに制限を置いていない○

船橋市・柏市：それぞれ制限をしていない○

*「再度の任用の場合にあっても一定の空白期間がおかれていない」（総務省通知）

千葉県：空白期間あり、特別職×、臨時×

千葉市：特別職には空白期間なし○、一般職×、臨時×

船橋市：一般職○、臨時職×

柏市：臨時職には空白期間を置いている×

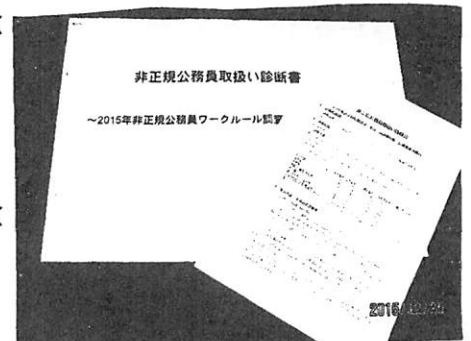
*「育児休業・部分休業があり取得できる」（育児休業法）

千葉県：特別職ではできる○、が臨時職ではできない×

千葉市：特別・一般・臨時職すべてができる○

船橋市：一般○、臨時×

柏市：臨時×



臨時職の遵守度が低いのはアルバイトとして任用しているからともいわれるが、長い年月任用されている保育士、定数内臨任教員も臨時職（地公法22条）です。遵守度が低いのは問題と上林さんは分析しました。

空白期間を置いている自治体（千葉県）については、総務省平成26年7/4通知で「新たな任期と前の任期の間に一定の期間を置くことを直接求める規定は地方公務員法をはじめとした関係法令において存在しない」と運用方法を指導しているのに・・・と批判。空白期間を置くことで社会保険の組合資格を喪失させていたり、年休の繰越権を剥奪したりしている結果が出ていると問題点を指摘しました。

更に経験者枠など正規職員への転換措置がある自治体は3%~0%。パート労働法では権利としてあるのに公務員であるがゆえに不利益を被っている事例です。民間で行われているワークルールが公務員法の陰に隠れて行われていない。事業主としての自治体でも、民間と同じように労働条件が良くなる様な仕組みをつくっていく必要があるとこれからの課題を提起しました。